

報道関係者 各位

## 旧優生保護法に基づく優生手術の件数等について

このたび、下記のとおり旧優生保護法に関する文書が新たに確認され、優生手術が行われたことを確認できる方が26名判明しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 新たに確認された文書

○旧優生保護法第4条に基づく優生手術の費用の支出に関する文書

(所属年度：昭和45年度(昭和47年度の支出に関する文書を含む))

※ 優生手術の請求書や診療報酬明細書等により優生手術が行われたことを確認できる者：26名(うち8名は既に公表している優生保護審査会の審査記録がある者)

#### 2 当該文書により確認された優生手術の件数等(詳細は別紙のとおり)

○優生保護審査会の審査件数

(83件) ⇒ 101件 (+18件)

※ 26名のうち、優生保護審査会の審査記録がない18名については、昭和44年度以前、46年度又は47年度の優生保護審査会の審査対象と推定される。

○審査結果

適：(78件) ⇒ 96件 (+18件) 否：5件

○優生手術が行われたことを確認できる者

(5名) ⇒ 31名 (+26名)

#### 3 文書が確認された経緯

これまで、県庁の書庫や各保健所、県公文書センターの保存文書を確認してきたが、優生手術に係る個人記録が残る文書は、県庁の書庫に保存されている優生保護審査会関係の文書のみであった。

4月から旧優生保護法に関する事務を子育て推進部から健康福祉部へ移管するに当たり、改めて県庁の書庫を確認したところ、4月9日に支出関係等の文書と一緒に保管されていた当該文書の綴り1冊が確認されたもの。

#### 4 今後の対応

現在、県が保有している旧優生保護法に関連する資料の保全を図っているところだが、県内の医療機関や市町村に対しても同様の依頼を行う。

今後見込まれる厚生労働省の実態調査を受け、改めて関連資料を確認し、実態把握に努めていく。

#### 【問い合わせ先】

健康福祉部健康福祉企画課

課長補佐(企画調整担当) 後藤 真典

電話：023-630-3136

〔報道監〕健康福祉部次長 荒木 歩